

治山林道事業留意事項（平成30年7月版）正誤表

(正)	(誤)
<p>共通事項</p> <p>1. 設計歩掛適用基準 (6) 機械損料の割増計算 (建設機械等損料算定表より)</p> <p>[時間割増] 運転1時間当り損料×(1+割増率)+供用1日当り損料×供用日数÷運転時間 $(9) \times (1 + \text{割増率}) + (11) \div \frac{(3)}{(5)} = \text{割増補正後の機械損料}$</p> <p>※各計算の有効桁数</p> <p>$(9) \times (1 + \text{割増率}) \cdots$ 有効数字3桁(4桁目を四捨五入)</p> <p>$\frac{(3)}{(5)} \cdots \cdots \cdots$ 有効数字3桁(4桁目を四捨五入)</p> <p>$(11) \div \frac{(3)}{(5)} \cdots \cdots \cdots$ 有効数字3桁(4桁目を四捨五入)</p> <p>治山事業</p> <p>1. 設計歩掛適用基準 7 仮設工 4. 水替工における送水ホースの損料率について 送水ホースの損料率は、森林整備保全事業標準歩掛に記載の合成樹脂管・ホースを適用する。</p> <p>林道事業</p> <p>6 コンクリート工 (2)張コンクリートの積算(法面保護工) 張コンクリートの積算にあたっては森林整備保全事業標準歩掛による。</p>	<p>共通事項</p> <p>1. 設計歩掛適用基準 (6) 機械損料の割増計算 (建設機械等損料算定表より)</p> <p>[時間割増] 運転1時間当り損料×(1+割増率)+供用1日当り損料×供用日数÷運転時間 $(9) \times (1 + \text{割増率}) + (11) \div \frac{(3)}{(5)} = \text{割増補正後の機械損料}$</p> <p>※各計算の有効桁数</p> <p>$(9) \times (1 + \text{割増率}) \cdots$ 有効数字3桁(4桁目を四捨五入)</p> <p>$\frac{(3)}{(5)} \cdots \cdots \cdots$ 有効数字2桁(3桁目を四捨五入)</p> <p>$(11) \div \frac{(3)}{(5)} \cdots \cdots \cdots$ 有効数字3桁(4桁目を四捨五入)</p> <p>治山事業</p> <p>1. 設計歩掛適用基準 7 仮設工 4. 水替工における送水ホースの損料率について 送水ホースの損料率は、森林整備事業標準歩掛に記載の合成樹脂管・ホースを適用する。</p> <p>林道事業</p> <p>6 コンクリート工 (2)張コンクリートの積算(法面保護工) 張コンクリートの積算にあたっては森林整備事業標準歩掛による。</p>

治山林道事業留意事項（平成 30 年 7 月版）正誤表

13. 舗装工
 2 設計積算の留意事項
 4 土質調査の積算について
 7) 諸経費の取り扱いが地質調査業務に準じる。

13. 舗装工
 2 設計積算の留意事項
 4 土質調査の積算について
 7) 諸雑費は下記のとおりとする。

純調査費	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下		3,000万円を超えるもの
摘要区分等	下記の率とする。	次の算定式により求められた率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		A	b	
率又は変数値	47.1%	385.8	-0.1523	28.0%

算定式

$$Z = A \times Y^b$$

ただし、Z：諸経费率（単位：％）

Y：純調査費（単位：円）

A, b：変数値

~~(注) 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下1位止めとする。~~